北のひろめ～る

ストップ・ザ・交通事故

令和５年２月14日
寿都警察署交通係
☎６２－２１１０

免許証の有効期限までに 更新時講習を受けなければ 免許が失効してしまいます！

免許更新の手続き期間

更新時の誕生日の１ヶ月前から 誕生日の１ヶ月後の２ヶ月間です。

（例）３月1日が誕生日の方
　２月1日から４月1日までの期間が更新（有効期限内）手続き期間となります。

更新手続きの流れ

（警察署にて手続きをする場合）

1　高齢者講習対象者以外の場合

警察署にて更新手続き → 更新時講習を受講 → 警察署にて免許証の受け取り

２　優良運転者オンライン講習を受講し、手続きをする場合
（実施期間　令和5年3月31日まで）24時間視聴可能

更新手続き期間に入ったらオンライン講習を受講 → 警察署にて更新手続き → 警察署にて免許証の受け取り

３ 免許証の有効期間の満了日における年齢が70歳以上の方

高齢者講習等を受講した後、警察署にて更新手続きを行い、その後、免許証の受け取りとなります。